

大規模太陽光発電施設の設置に対する法整備等を求める意見書

太陽光は温室効果ガスを排出せず、資源枯渇のおそれがないエネルギー源で、地球温暖化の防止や新たなエネルギー源として期待されている。特に平成 24 年 7 月の固定価格買取制度（F I T 法）がスタートして以来、再生可能エネルギーの普及が進み、中でも太陽光発電施設は急増している。福島県は東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故以後、再生可能エネルギーの推進を復興の柱の一つとして、再生可能エネルギー発電設備の導入拡大、関連産業の集積、実証事業・技術開発等の取組を進めている。福島市においても 2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、2021 年 2 月にゼロカーボンシティを宣言、再生可能エネルギーを推進してきた。

しかし、その一方で大規模太陽光発電施設が住宅地に近接する遊休農地や水源かん養機能を持つ山林に設置され、周辺環境との不調和や景観の阻害、生態系や河川への影響が懸念されている。

さらに傾斜地や土地改変された場所への設置は、土砂災害に対する危険性が高まっている。このため本市は、2023 年 8 月 31 日に「ノーモア メガソーラー宣言」を行い、市内外へ大規模太陽光発電施設に対する本市の意思を明確化した。

よって、大規模太陽光発電事業が地域社会にあって地域住民の安心安全、景観や生態系などの保護、将来にわたり安定した事業運営がなされるよう、国においては次の事項を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 大規模太陽光発電施設について、地域の景観維持、環境保全及び防災の観点から適正な設置がなされるよう、立地の規制等に係る法整備等の所要の措置を行うこと
- 2 大規模太陽光発電施設の安全性を確保するための設計基準や施行管理基準を整備するとともに、地域住民に災害発生の危険性や景観に対する影響を判断するのに十分かつ分かりやすい資料をフォトモンタージュ等の形で提出することを事業者側に義務化すること
- 3 大規模太陽光発電事業は事業主体の変更も行われやすい状況にあり、発電事業が終了した場合や事業者が経営破綻した場合には、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること
- 4 関係法令違反による場合は、事業者に対し、F I T 法に基づく事業計画の認定取消しの措置を早急に行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 萩原 太郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

あて

以上、提案する。

令和5年9月25日

提出者

福島市議会議員

七島奈緒
山田裕
丹治誠
遠藤幸一
菅原美智子
斎藤正臣
石山波恵
石原洋三郎
川又康彦
大平洋人
渡辺敏彦